

公益財団法人新座市体育協会 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新座市体育協会（以下「協会」という。）が、新座市（以下「市」という。）の体育及びスポーツの振興に貢献し、その顕著な功績及び競技会で優秀な成績を収めた個人又は団体に対して、体育賞を贈り、その栄誉をたたえるために必要な事項を定める。

(体育賞の種類)

第2条 体育賞の種類は次の通りとする。

- (1) 功労賞
- (2) 特別栄光賞
- (3) 栄光賞
- (4) 優秀選手賞

(受賞対象者)

第3条 前条に規定する体育賞の受賞対象者は、次の通りとする。

- (1) 功労賞は、協会の理事・監事・評議員及び加盟団体役員とする。
- (2) 特別栄光賞は、選手及び監督（指導者）とする。
- (3) 栄光賞は、選手及び監督（指導者）とする。
- (4) 優秀選手賞は、選手とする。

2 前項に規定する第2号から第4号の受賞対象者は、市内に在住・在勤・在学又は加盟団体に所属する個人及び団体とする。ただし、第2号については、新座市出身など同項の規定に準ずると認められる個人及び団体も対象とする。

(選考基準)

第4条 体育賞の選考基準は次の通りとする。

- (1) 功労賞（若干名とし、ア、イ、ウの順に選考する。）

ア 協会に対する貢献が顕著で、協会の理事、監事、評議員を10年以上務めたもの

イ 市の体育・スポーツの振興に功労が顕著で、加盟団体から推薦があったもの（原則として15年以上、加盟団体役員を務め尽力したもの）

ウ その他、体育関係の振興に功労が顕著で、加盟団体から推薦があったもの（原則として15年以上、加盟団体役員を務め尽力したもの）

- (2) 特別栄光賞

個人競技又は団体競技でオリンピック、パラリンピック、各競技団体の国際連盟が主催する国際大会に出場した団体又は個人

- (3) 栄光賞

個人競技又は団体競技で全国大会において第8位までの成績を収めた団体又は個人

(4) 優秀選手賞

個人競技又は団体競技で、次の条件に該当する団体又は個人

ア 県代表として全国大会及び関東大会に出場したもの

イ 県大会で第8位までのもの

2 前項の(3)及び(4)に規定する全国大会、関東大会は、日本体育協会及び各種競技団体の全国協会（連盟）、高等学校体育連盟、中学校体育連盟の主催する大会とし、県大会は、県教育委員会及び県体育協会の主催する大会とする。

3 前項に該当しないその他の大会については施設・競技委員会にて審査する。

(受賞者の推薦)

第5条 体育賞の該当者については、所属団体の長が次の事項を記載して会長に推薦する。

(1) 功労賞

氏名・性別・生年月日・現住所・勤務先・所属団体名・略歴・業種・推薦理由

(2) 特別栄光賞

氏名・性別・生年月日・現住所・所属又は勤務先・大会名・種目・成績・推薦理由

(3) 栄光賞

氏名・性別・生年月日・現住所・所属又は勤務先・大会名・種目・成績・推薦理由

(4) 優秀選手賞

氏名・性別・生年月日・現住所・所属又は勤務先・大会名・種目・成績・推薦理由

(5) その他の該当者がいた場合は、会長が推薦する。

2 前項各号において、所属団体以外から推薦する場合には、会長が推薦する。

3 第1項第3号において、監督(指導者)を推薦する場合は、当該受賞区分を対象とする選手1名並びに1団体につき、1名とする。

(受賞者の選考)

第6条 前条により推薦されたものについては、施設・競技委員会で審査の上、理事会において決定する。

2 第4条第1項に規定する選考基準以外の成績で、特に顕著な成績を収めたものとして所属団体の長又は会長から推薦されたものについては、施設・競技委員会で審査の上、理事会において決定することができるものとする。

3 施設・競技委員会において受賞者の選考を行う際、受賞対象の判断に関わる解釈及び基準等については、別に選考基準として定めることができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰の時期は、年度末とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月18日から施行する。